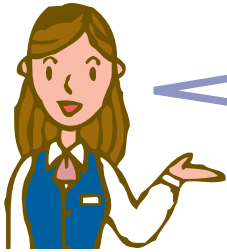


ご請求手続きの流れ



保険金または給付金のご請求手続きの流れは、以下のようになります。

* 保険金・給付金等のお支払いには、お客さまからのご連絡が重要な情報となります。保険金・給付金等の支払事由が発生した場合、お支払いの可能性があるとと思われる場合、およびご不明な点がある場合は、当社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

お客さま

1 ご請求のご連絡

保険金または給付金のお支払事由が発生した場合にはすみやかに当社へご連絡ください。
お手続きの方法については、当社カスタマーサービスセンターまたは当社取扱担当者までお問い合わせください。

- ・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、ご連絡ください。
- ・ご請求の際は、保険金等の受取人で本人様よりお問い合わせください。
(正当な請求権者以外の方からのお問い合わせ・お申し出につきましては、詳細をご回答できない場合がございます。)

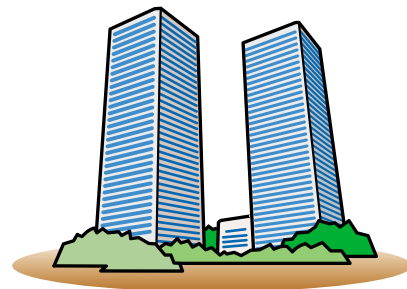
3 必要書類のご準備・ご提出

お届けした書類に必要事項をご記入いただくと共に、医師作成の診断書等、その他必要な書類を全てご準備いただき当社へご提出ください。

5 お支払い内容のご確認

お支払い金額等の明細を郵送しますので内容をご確認ください。

当社



2 必要書類等のご案内

ご請求にあたっての詳しいご案内およびご請求に必要な書類をお届けします。

- ・ご請求に必要な書類の一部については、当社ホームページからダウンロードしてご使用いただけます。詳しくは当社カスタマーサービスセンターまたは当社取扱担当者までお問い合わせください。

4 提出書類の確認、保険金等のお支払い

ご提出いただいた請求書類の内容を拝見し、ご契約の約款に従って保険金・給付金をご指定の口座にお支払いします。

- ※1 団体扱等のご契約によっては、上記の流れに準じない場合もあります。その際には、当社担当者から折り返しのご連絡となりますので、ご了承ください。
- ※2 必要に応じて詳細な事実の確認を実施することがあります。(詳細については次ページをご参照ください。)
- ※3 ご請求のご連絡をいただいた際、当社担当者が病名や事故の様子等をお伺いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※4 保険金または給付金などをご請求する権利は、3年間請求がない場合に消滅します。

ご連絡いただく前にご確認いただきたいこと（①ご請求のご連絡）

保険証券と、ご契約時にお渡ししている「ご契約のしおり・約款」をお手元にご用意ください。ご契約の保障内容にご不明な点がある場合は、当社までお問い合わせください。

請求書類のご準備について（③必要書類のご準備・ご提出）

ご請求の内容によっては、診断書のほか、戸籍抄本（謄本）、住民票等をご提出いただく場合があります。詳しくは、当社までお問い合わせください。
また、これらの書類の発行にかかる費用は全てお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

書類提出前にご確認いただきたいこと（③必要書類のご準備・ご提出）

お支払いの判断は、ご提出いただいた診断書等の内容に基づいて行います。したがって、次のような場合にはお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〈具体的事例〉

「ガン」によるご請求の場合でも、診断書の病名が「腫瘍」であり、診断書の記載内容からでは「ガン」であるかどうかの判断ができない場合は、「ガン」をお支払い対象としていないご契約・特約であっても、保険金や給付金をお支払いできないケースがあります。

被保険者が受取人で、ご本人がご請求できない特別な事情がある場合は、代理人により代理請求ができる場合があります。詳しくは次ページをご覧ください。

ご本人が病名をご存知でない場合でも、保険金や給付金をお支払いすることによって、ご本人に病名が知られてしまうことがあります。病名の管理に注意が必要な場合は、ご請求の連絡をいただく際に当社までお申し出ください。

事実確認について（④提出書類の確認、保険金等のお支払い）

ご提出いただいた書類を拝見した結果、治療の内容、障害の状態、事故の状況、ご契約前の健康状態等について、詳細な事実確認（医療機関等への確認を含みます）をさせていただく場合があります。

事実確認を行う場合は、ご契約者または被保険者、保険金等の受取人、指定代理請求人もしくは代理請求人に通知をさせていただきます。

事実確認の実施に際しては、当社の委託会社の担当者等がご自宅や治療を受けた医療機関等にご訪問させていただきます。

なお、事実の確認が必要となった場合には、保険金等のお支払い可否の決定までに日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

保険金等の代理請求制度について

指定代理請求人または代理請求人によるご請求について

ご契約者が被保険者の同意を得て、指定代理請求特約または代理請求特約を付加した場合、被保険者ご本人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、ご本人に代わりあらかじめ指定した指定代理請求人または、所定の要件を満たした代理請求人が保険金等を請求することができます。被保険者ご本人がご請求できない所定の事情がある場合は、ご請求の連絡をいただく際に当社までお申し出ください。

〈具体的事例〉

- ①保険金等の請求を行なう意思表示が困難である（器質性認知症や昏睡状態など）と当社が認めた場合
- ②当社が認める傷病名（所定のガンなど）の告知を受けていない場合
- ③その他前記①または②に準じる状態である（被保険者が、余命6ヵ月以内と知らされていない場合など）と当社が認めた場合

指定代理請求特約または代理請求特約の対象となる保険金等について

指定代理請求特約または代理請求特約の対象となる主契約および特約の保険金等は、次のとおりとなります。

①被保険者と受取人が同一人である保険金等

疾病入院給付金・災害入院給付金・手術給付金・高度障害保険金・介護保険金・リビング・ニーズ特約の保険金 など

②被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除

指定代理請求人または代理請求人による代理請求について

①ご契約いただいている主約款または特約条項において、すでに保険金等の受取人の代理人に関する規定が設けられている場合でも、指定代理請求特約または代理請求特約の規定が優先されます。

②指定代理請求人について

指定代理請求人は、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ約款にて規定されている範囲内で、この特約が付加された主契約につき1名となります。なお、指定代理請求人は保険金等の請求時においても、規定されている範囲内であることを要します。

③代理請求人による代理請求について

被保険者ご本人が保険金等を請求できない所定の事情がある場合は、請求時において約款にて規定される者が、所定の請求書類およびその事情を証明する書類を提出し、当社の承諾を得て、ご本人の代理請求人として保険金等を請求することができます。

確実に保険金等をご請求いただくために、指定代理請求人を指定または変更指定した場合は、お支払い事由及び代理請求ができる旨を指定代理請求人に必ずお伝えください。

保険金等のお支払いについて

- ①お支払いした保険金等は、指定代理請求人または代理請求人ではなく、被保険者ご本人に帰属します。
- ②指定代理請求人または代理請求人に保険金等をお支払いした場合、その後、重複して保険金等のご請求を受けても、保険金等のお支払いはいたしません。
- ③指定代理請求人または代理請求人に保険金等をお支払いした後、ご契約者または被保険者からご契約内容についてご照会があったときには、当社は事実に基づいて保険金等のお支払事由をご回答・ご説明する場合があります。その為、被保険者ご本人が保険金等を請求できない事情を知る場合があります。